

「青葉台小学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

市原市立青葉台小学校

青葉台小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

児童はかけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（暴力や言動等）を排除する。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

2 いじめ防止等のための組織について

(1) 特別委員会について

【名称】 生徒指導委員会

【会議の開催計画】 毎月1回 職員会議後

【構成メンバー】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、
学級担任、少人数担当 特別支援コーディネーター

【役割】 ・ 支援を要する児童の情報を共有化し、対応策等の共通理解を図る。
・ 生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等の共通理解を図る。
・ いじめアンケート結果やタッチハート週間での相談内容の確認と対応の検討
・ 各学年の児童の問題行動の確認と対策（保護者対応を含む）

【その他】 ・ 毎月の職員会議で生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校）児童の確認
・ 職員打ち合わせで生徒指導上の問題等の共通理解を図る。

(2) 学校いじめ問題対策委員会について

- 【開催計画】
- ・年度当初、学期末、学期始め、年度末
 - ・いじめの疑いにかかわる情報があった場合
 - ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合
 - ・緊急を要する問題行動が発生した場合

【構成メンバー】

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・学校の管理職や教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導にかかわる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。

《校内》校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当者

《外部専門家等》スクールカウンセラー、市教育センター、市青少年指導センター、親と子のサポートセンター等関係機関等

【役割について】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。 【P10「いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画」参照】

(1) 学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、全児童が安心して、生活できるような学校づくりを目指す。
- ②児童主体となって、いじめのない集団を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめ防止等のための取組が実践できるよう指導・支援する。
- ③いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう教育委員会、保護者、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長を中心に、いじめ対策に組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童の状況を把握する。
- ⑥児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【いじめ対応マニュアルP2「第1章 いじめの理解」

P12 2(2)「具体的な初期対応」参照】

(2) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、支援していく。《児童会によるいじめゼロ宣言、いじめ防止活動の取組》

(3) 教職員として

- ①いじめの未然防止に向けて、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。また、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること」「いじめは人間の尊厳に関わる問題であること」という認識を持たなければならない。
- ②いじめに苦しんでいる児童のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期発見・早期対応・早期解決を心がけなければならない。
- ③児童一人一人を大切にする意識や教職員の言動が児童に大きな影響を与えることなどを十分に意識して日々の教育活動に取り組まなければならない。

(4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

【いじめ対応マニュアルP6 2「いじめの未然防止」、

P10「いじめの発見と対応の流れ」、

P14「3（2）警察等の関係機関との連携」 参照】

4 いじめの早期発見に関すること

いじめは、インターネットやソーシャルメディアを含めて、大人の目に付きにくく、判断されにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、いじめの早期発見等のため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 【いじめ対応マニュアルP22「いじめ発見チェックシート（教員用）参照】

(1) 学校として

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ②スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ③いじめホットラインなど校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。

(2) 教職員として

- ①日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ②担任を中心として、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。
- ③些細なことでも、その事象の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項(注3)の規定に違反することとなる。

【いじめ対応マニュアルP7 3（1）「計画的ないじめアンケートの実施」参照】

5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ①被害児童の心的な状況等を十分に確認し、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ②被害児童にとって信頼できる人物（家族、親しい友人や教職員、地域の人等）と連携しながら、被害児童及びその保護者に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部の専門家により、児童を支援する。
- ③必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(a) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(b) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるこ

と。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

(2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ①いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめを行ったとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取るものとし、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等の協力を得ていじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ②加害児童の保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的に助言を行う。
- ③加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることについて十分に理解をするよう促す。
- ④加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意した上で、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行うが、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も視野に対処する。
- ⑤いじめ行為が止まない等の事案については、加害児童の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項(注4)の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができる。

(3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

【いじめ対応マニュアルP8「4 いじめへの対処」、

P10「いじめの発見と対応の流れ」参照】

(4) 学校として特に配慮が必要な児童への対応について

- ①発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤上記①～④以外で、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

6 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇気」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを学校便り等の各種便りやホームページ、集会等の行事で児童、保護者に発信する。

【青葉台小学校の相談窓口】

・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。

電話相談 0436-62-3888

学校以外の相談・通報窓口

【いじめ対応マニュアルP20 第4章「関係機関との連携」 参照】

7 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに教頭、学年主任、校長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

【いじめ対応マニュアルP13「3 重大事態が発生した場合の対応」参照】

(2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

【いじめ対応マニュアルP7(1)「計画的ないじめアンケートの実施」

P15「聴き取り記録」参照】

(3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、(場合によっては地域)の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

【いじめ対応マニュアルP20「関係機関との連携」、

P21 5「その他の関係機関相談先」参照】

8 いじめの指導

(1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

(3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

【いじめ対応マニュアルP8 4「いじめへの対処」、

P10「いじめの発見と対応の流れ、P20 第4章「関係機関との連携」 参照】

9 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童にして行われるいじめにあることを意味する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 例) ○児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対処

学校は、重大事態であると判断した場合には、いじめ防止対策推進法第30条第1項(注5)の規定により、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する(必要に応じて警察へ報告)。なお、報告期限等については、重大事態が発生したと判断した後、直ちに行うものとする。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、適切に調査を行った上で報告する。

- ①管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ②最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織(生徒指導部会)を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤事実関係を可能な限り明確にし、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、必要に応じて情報を提供する。
- ⑦教育委員会へ調査結果を報告する。

【いじめ対応マニュアルP15～P18参照】

⑧被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

【いじめ対応マニュアルP13「重大事態が発生した場合の対応」、

P14 3(2)「警察への報告などについて」参照】

10 公表、点検、評価等について

- ①策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。
- ②年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを見相、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。
- ③いじめ防止等のための取組状況の評価は、学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるように行う。

11 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	学校いじめ問題対策委員会
5月	Q-Uアンケート いじめ根絶強化月間
6月	特別委員会 いじめゼロ集会
7月	特別委員会 タッチハート週間 タッチハートアンケート（児童） 保護者面談 自己評価（教職員） ※いじめアンケートを含む 情報交換（中学校）職員研修
8月	
9月	特別委員会
10月	学校いじめ問題対策委員会
11月	特別委員会 タッチハート週間 タッチハートアンケート（児童） ※いじめアンケートを含む
12月	学校評価アンケート（保護者） 特別委員会 保護者面談 自己評価（教職員）
1月	特別委員会
2月	特別委員会 いじめアンケート（児童）体罰・セクハラアンケート（児童） 情報交換（小学校と幼稚園）
3月	特別委員会 情報交換（中学校と小学校、小学校と幼稚園） 問題行動調査（児童） 自己評価（教職員） 学校いじめ問題対策委員会

